

12月12日(水)～21日(金)
平成30年年末の交通安全県民運動
「一杯で 消える未来と 消せぬ罪」



重点項目

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者と子供の交通事故防止
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

特別広報

- 脇見・ぼんやり運転の防止
- 「手のひら」で横断の意志表示



時津警察署からのお知らせ

- 飲酒運転は犯罪です
年末年始は忘年会・新年会などでお酒を飲む機会が多くなる時期です。飲酒運転は、その人自身と家族の人生を破滅させ、事故を起こしたときには、相手の人生も狂わせてしまいます。飲酒運転は、「絶対にしない、させない、許さない」ように心がけ、飲酒運転を根絶しましょう。
- ハンドルキーパー運動の推進
自動車で飲食店に行くときは、お酒を飲まない人を決めておき、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

12月25日(火)は固定資産税・都市計画税第3期の納期限です

☎ 税務課固定資産税係 ☎801-5786

納期限までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めましょう。口座振替の方は残高不足にご注意ください。

家屋の届出について

☎ 税務課固定資産税係 ☎801-5786

平成30年中に建物・車庫などの新築・増築・改築・解体をされた方で、建築確認申請（工事届）の提出や登記をされていない方は、税務課固定資産税係へ届け出てください。

特に、建物を解体された方で、届出がない場合、次年度も引き続き固定資産税が課税される恐れがありますので、解体後は速やかに届け出てください。

📅 12月28日(金) (届出用紙は税務課窓口にあります)

確定申告の時期が近づいてきました
該当する方は早めのご準備を

☎ 税務課住民税係 ☎801-5785
長崎税務署 ☎822-4231

- **事業所得（営業・農業・不動産）がある方**
収支内訳書・青色申告決算書については、ご自身で事前に作成いただく必要があります。長与町会場で作成業務は行いません。ご自身での作成が難しい方は、広報ながよ10月号掲載の指導機関などにご相談ください。また、今年から事業を始めた方は、税務署への届出が必要となります。詳しくは長崎税務署へお問い合わせください。
- **平成29年分以前の確定申告、更正の請求、準確定申告（平成30年中に亡くなられた方の申告）を予定している方**
長与町会場で作成業務は行いませんので、税務署（確定申告期間内は専用会場）での申告か、国税庁のホームページなどをご活用ください。
- **株式取引の譲渡所得または分離課税を選択した配当収入等を有する方**
「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「確定申告書付表（損失を翌年以後に繰り越す方のみ）」についてはご自身で作成をお願いします。書き方については、国税庁ホームページをご覧ください。
- **毎年確定申告を町または税務署会場で行う方のうち、インターネット環境がご自宅にある方**
確定申告の電子申告について、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」にわかりやすく説明されているので、ご活用ください。また、従来は電子申告（e-Tax）による申告書提出にはICカードリーダーライタなどの事前準備が必要でしたが、来年の申告からID・パスワード方式を用いることで事前準備が不要となります。詳しくは長崎税務署へお問い合わせください。

平成31年度償却資産の申告について
償却資産をお持ちの方は申告が必要です

☎ 税務課固定資産税係 ☎801-5786

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産は、償却資産として固定資産税の対象となります。

事業の用に供することができる資産（例）

- 商店、事務所または工場などを経営している場合の機械類、事務機器類など
- 不動産賃貸業（駐車場やアパートなどの貸付業）を営んでいる場合のアスファルト舗装、植栽等外構工事など
- 飲食業を営んでいる場合の厨房用品、レジスター、看板など

平成31年1月1日時点で、このような資産を町内にお持ちの方、または貸付をしている方は、申告が必要です。

📅 平成31年1月31日(木)

※12月中旬に申告書を送付します。申告書が届かない場合はご連絡ください。（町ホームページからダウンロードできます）

※町では、公平・適正な課税のため、税務署調査のほか各種の調査を行っております。正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により過料または罰金などを課せられることがあります。また、資産を本来申告すべき年度に申告されなかった場合には、過去にさかのぼって課税されるほか、その不足税額に対する延滞金を徴収されることがあります。

新規就農相談会

☎ 産業振興課農林水産係 ☎801-5836

年末年始に帰省される方などを対象に、就農に向けての個人相談会を開催します。就農についてお考えの方は、この機会にぜひご相談ください。

📅 平成31年1月4日(金) 13時30分～16時

📍 役場2階第2会議室

就活のチャンスをつかむ！
就活応援セミナー

☎ 長崎地域雇用創造協議会（産業雇用政策課内）
☎800-5654

📅 平成31年1月16日(水)・17日(木)

13時30分～16時30分

📍 長崎県勤労福祉会館3階小会議室C

👤 長与町、長崎市、時津町で就職を希望する方（学生不可）

📄 自己PRの作成、面接対策

👥 20～30人程度

📄 無料

📄 長崎地域雇用創造協議会、ハローワークなどにある申込書を提出。（協議会ホームページからでも可）

📅 平成31年1月8日(火)

平成30年度狩猟免許試験

野生鳥獣の捕獲には狩猟免許が必要です。

●講習会

📄 申・問(一社)長崎県猟友会事務局 ☎822-7213

📅 平成31年1月14日(日)・15日(月) 10時～17時
受付9時30分～10時

(わな猟は14日(日)のみ、銃猟は2日間の予定)

📍 諫早文化会館

📄 わな猟 10,000円 銃猟 15,000円

📅 12月25日(火)

👤 狩猟免許取得には試験を受験してください

●試験

📄 問 県央振興局農業企画課 ☎0957-22-0389
役場産業振興課 ☎801-5836

📅 平成31年1月27日(日)

📍 県立総合運動公園陸上競技場1階会議室

👤 わな猟 18歳以上 第1種銃猟 20歳以上

📄 1試験種類あたり 新規受験者 5,200円

他の狩猟免許所持者 3,900円

※農業者に限り半額補助を予定しています。
(事前補助申請必要) 役場産業振興課までお問い合わせください。

📄 申 県央振興局農業企画課へ

📅 12月25日(火)